

豊明市議会議員政治倫理審査会 審査結果の概要

1 審査請求内容

- 審査請求日 令和6年11月21日及び令和6年12月11日
審査対象 近藤ひろひで議員
審査事由 近藤ひろひで議員に対する2件の審査請求書の提出があり、審査事由の要旨は以下のとおり。
- ①地域の夏まつり、秋祭り等祭事に際し、市内各所において非公開を求めつつ金銭の提供をし、公職選挙法が禁ずる寄付行為に該当する可能性があるため。

2 審査の結果

2件の審査請求はともに、豊明市議会議員政治倫理条例第4条第1号から第3号の基準を遵守することを怠った事実がないと認定した。

3 審査の経過

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和7年6月12日（木）

- ・委員長・副委員長を互選し、委員長 清水義昭議員、副委員長 武谷としお議員とした。
- ・審査会の進め方について協議した。
- ・全会一致で審査請求は、本審査会の審査に適することが決定した。
- ・審査請求代表者及び被請求議員に対して、事情聴取及び弁明の機会を設けることが決定した。

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和7年7月15日（火）

- ・審査請求代表者及び被請求議員に対して事情聴取及び弁明の機会を設け、聞き取りを行った。
- ・条例第9条第2項に基づき、愛知県選挙管理委員会及び愛知警察署に公職選挙法についての認識についての資料の提出をいただくこと、鹿嶋社、落合区、桶狭間区関係者に対して事情聴取等の必要な調査を行うこと、条例第10条第1項に基づき、被請求議員に対して領収書等の提出いただくことが決定した。

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和7年11月20日（金）

- ・愛知県選挙管理委員会、愛知警察署及び各関係者の調査協力について協力を得られなかった旨の報告が事務局よりあった。

- ・被請求議員から会計控え等の提出があり、追加調査の必要性について協議を行った。
- ・協議の途中で委員より、内容整理を行いたいため延会したい旨の意見があり、延会となった。

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和7年12月5日（金）

- ・先回に引き続き、追加調査の必要性について協議を行ったが議論は、平行線であった。
- ・協議の途中で過去の会議録を確認したい旨の意見があり、延会となった。

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和8年1月8日（木）

- ・先回に引き続き、追加調査の必要性について協議を行い、委員より、既に刑事告発し受理をされており、書類送検前と発言があったが、追加の調査は必要ないと決定した。
- ・政治倫理基準の遵守を怠った事実の認定について協議を行ったが議論は、平行線となり延会とした。

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和8年3月27日（金）

- ・先回に引き続き、政治倫理基準の遵守を怠った事実の認定について協議を行い、検察官送致について事実関係の確認できる方（告発者等）を審査会へ出席を求め、事情聴取の機会を設けるかの採決を取り、審査会へ出席を求め、事情聴取の機会を設けないと決定した。
- ・検察官送致の事実をもって再開することとし、延会とした。

豊明市議会議員政治倫理審査会 令和8年5月1日（金）

- ・本案件により、令和8年4月23日12時56分に被請求議員が検察官送致をされたとの報告があった。
- ・政治倫理基準の遵守を怠った事実の認定について採決を行った。結果、賛成少数により審査請求は、政治倫理基準の遵守を怠った事実と認定しないことと決定した。

以上により、本審査請求について、条例第9条第12項の規定により、審査結果の概要を公表いたします。

令和8年 5月14日

豊明市議会副議長 鵜飼貞雄